## 格 謝 第一第二十八卷 第一點

検討された。 人事管理、(4) 公務員の地位の保障、という四點から批判、公務員の超越的地位、(2)統一的人事行政機構、(3) 科學的場子べく生れて出て來た現在の公務員制度に對しては、(1)

(座長) 東北大學 柳瀬良幹氏

第一部會 巫長、人工党部氏第一部會に出席)。第二部會 巫長、人工党部氏的第二部會に出席)。第二日、午前九時半頃迄研究討議が行われた。各部會に於けた分れて、午後零時半頃迄研究討議が行われた。各部會に於ける報告者は次の通りである。(筆者は第二部會に出席)。第一部會(選舉制度の改正問題)第一部會(選舉制度の改正問題)

第一部會 座長、入江俊郎氏

一部會座長,清宮四郎氏教告者衆議院法制局三浦義男氏教告者衆議院法制局三浦義男氏

· 宗三部會 座長 柳瀬良幹氏 報告者 名古屋大學 長谷川正安氏

報告者 人事院法制局 岡部史郎氏報告者 同志社大學 高橋貞三氏

するのが、内閣の實質的解散權であり、それが形式的には天皇に對して、鋭い批判の矛を向け、衆議院の不信任決議權に對抗場合以外に、衆議院の解散の實質的決定權を與えんとする通說の解散を論じ、憲法第七條第三號に基いて內閣に第六十九條のの解散を論じ、憲法第七條第三號に基いて內閣に第六十九條の第二部會に於て長谷川助教授(本學昭二一年卒)は、衆議院第二部

立論をめぐつて興味ある論議が活潑に展開された。 立論をめぐつて興味ある論議が活潑に展開された。 場合に、内閣は解散を決定しうるかという問題に對しては否定 場合に、内閣は解散を決定しうるかという問題に對しては否定 の國事行為とされている。したがつて第六十九條と第七條の第

務府等について見學を行い盛會裡に第九囘總會は終つた。 報告會終了後、國會、最高裁判所、人事院、國會圖書館、法

(市原昌三郎)

## 國際法學會

舉行された。今次大會の次第は次の通りである。た。因みに昭和二十六年度春季大會は國立の一橋大學において日(金)の兩日にわたり三田の慶應義塾大學において開催され昭和二十七年度國際法學會春季 大會 は、五月一日(木)、二

第一日

反致論に關する一考察 ○國際私法部會(午前十時-

國際通貨機構の新動向
◇國際經濟部會(午前十時──正午)

平和條約と國家主權

三時)

助教授。須藤次郎慶應大學須藤次郎

一正午)

調査部長清水克隆東京銀行

2被占領國の條約締結權 1占領と國家主雄

3安全保障條約と國家主權

教 授田畑茂二郎 教 授一及正雄 稻田大學一又正雄 入江啓四郎

對日講和の國際政治的背景 ◇外交史及び國際政治部會(午前十時―

◇記念撮影

◇理事會及び評議員會(正午・ -午後一時半7 **一四時)** 

◇總會及び茶話會(午後一時半

顧 問松本俊一

日本外交の一断片 ◇懇親會(午後四時——六時)

りであつた。 に對し一時間餘に亙る活潑な質疑應答が繰返され、有意義な集 ようとするものであり、極めて注目すべきものであつた。これ ろ自己の抱懐する統一的理念的な立場からする問題點を指摘し 題に關する從來の夥しい學說を遍く論評するというよりは、寧 行われ、新進の須藤助教授の「反致」に關する報告は、この問 取した。國際私法部會は京都大學の齋藤武生氏の司會のもとに 第一日の午前は、初めて部會制を採用して、二分して報告を聽 開會の挨拶が、當番校慶大の前原光雄教授によつて行われ、

見ると、米國を中心とするドル・ブロック、英國を中心とする れた。清水氏の報告は、先ず現在の世界經濟構造は通貨面より 國際經濟部會は神戸外大學長金田近二氏の司會のもとに行わ

> んだ。 びかかる場合にはソ連中心のルーブル・ブロックはこれから除 通貨面においても米ソの對立が激化する可能性が存在すると結 外されることが豫想されることを説明し、かくして世界經濟の レトン・ウッズ機構の上に築かれるものと考えられること、及 化の上になされるものであり、おそらくは米英の主唱によりブ 同盟が世界的に擴大された形態において、ドルとポンドの一本 の確立が豫想され、且つごれは現在の歐洲經濟協力機構の決濟 を指摘し、將來ドルを基盤とした何らかの新しい通貨決齊制度 詳細な説明を行つた後、現在の米國經濟力の注目すべき强大性 別されるとして、その各々の特質について豐富な資料に基づき ック、ソ連を中心とするルーブル・ブロックの四ブロックに類 ポンド・ブロック、マーシャルプラン實施後の西歐諸國のブロ

る共和國は國家權能を行使しつつあるか、新舊國家は國家とし 件降伏によりドイツ共和國は滅亡したか、占領管理下に成立せ 亡論としてケルゼン及びマックス・ラーディンの學說、ニュー 比較檢討し、次いでドイツの主權の問題に及び、ドイツ國家滅 て同一性を保持してゐるかとの問題を提起し、イタリア、オー ドイツを對象として占領と國家主權に關する說明を行ひ、無條 ルンベルグ判決、在外ドイツ財産處分權等について説明し、更 ストリア、ドイツ及び他の舊樞軸衞星諸國の占領管理の態樣を 告者が國家主權の觀點から講和論を展開し、先ず入江氏が專ら 次に國際法部會は、一橋大學大平教授の司會のもとに、三報

つ説明した。の講和關係事實、ドイツの再侵略に備えた諸條約等を列攀しつが講知關係事實、ドイツの再侵略に備えた諸條約等を列攀しつポツダム協定等を含む同盟國の一般方針、對獨講和方針、若干にこれと對立するドイツ國家存續論をば最高權能掌握宣言及び

ては直接日本の主權を傷けるものではないと結んだ。 を書する可能性を有するものではあるが、條約それ自身においた。 と言いでは主權は失われると述べ、今次の日米安全保障條約 とが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能にいが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能にいが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能にいが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能にいが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能にいが、しかしかかる制限が國家の基本的な法制定・執行機能にいが、しかしかかる制限が國家主權制限の意義を設き、國家主權それを書する可能性を有するものではあるが、條約それ自身においては直接日本の主權を傷けるものではないと結んだ。

「諸國民間の政治」を引用しつつ説明した。

「諸國民間の政治」を引用しつつ説明した。

「諸國民間の政治」を引用しつつ説明した。

「諸國民間の政治」を引用しつつ説明した。

「諸國民間の政治」を引用しつつ説明した。

## 國際私法學會

國際私法は、その內容の特殊性もあり研究者も數少なかつた

第二日、外交史及び國際政治部會は東大植田教授の司會のも